

地方の社会資本整備の促進を求める意見書

政府は、地方創生において日本の人口減少問題に本格的に取り組もうとしている。この好機を活用し、産業振興や観光振興などにより地方の創生を実効あるものにするためには、社会資本整備が必須であり、地域間ネットワークの構築や、防災・減災対策、インフラの老朽化対策、地方の定住基盤の整備等を計画的に進める必要がある。

人口減少と高齢化が全国に先行する島根県においては、これに歯止めをかけ、定住化を促進することが大きな課題である。わけても、中山間地域や離島など条件不利地域が多い当県においては、県民の安全・安心な生活と、地域の経済活動の維持や産業振興を図るうえで、高速道路や幹線道路、農業生産基盤、下水道、河川、砂防施設などの整備が急務である。

しかし、県民が待望する県内を東西に結ぶ山陰道は未だ全線開通を見ず、また、大橋川改修などの治水対策なども早期整備が求められている。

よって、国として、50年後に1億人程度の安定した人口構造を保持することを目指すなかで、地方の切実な現状と地方の役割・重要性を十分認識し、平成28年度予算編成において、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

- 1 地方の安全・安心な生活の確保と定住人口の増加、地域活力の向上に資する社会資本整備に必要な予算を十分に確保すること。
- 2 整備の遅れている山陰道については、国土のミッシングリンク解消のためにも、一日も早い事業化と全線完成を図ること。
- 3 社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金、土地改良事業予算等については、道路の整備や農業生産基盤、防災対策、河川改修、土砂災害対策、各施設の老朽化対策など、地域の実態に鑑み、予算を重点配分すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

保育施策の充実を求める意見書

わが国の少子高齢化の進行は、人口減少時代に突入するなど厳しい状況にあり、少子化対策は、社会の存立基盤に大きな影響を与える重要な課題となっている。

本県の保育現場では、労働条件の厳しさや給与水準の低さから人材確保が困難な状況が続いており、保育の質の向上や人材確保を図るためにも、これらの課題解決に向けた対策の強化が必要な状況にある。

このような中、今年度から子ども・子育て支援新制度が施行され、幼児期の学校教育や保育、子育て支援の量の拡充や質の向上等を進めていくこととなったが、制度の円滑な実施に必要なと見込まれる財源の目処が立っていない状況にある。

また、このたびの社会福祉法人制度の改革については、中山間地域や離島を抱える本県において、小規模で財務基盤が脆弱な社会福祉法人が多く、安定的な保育サービスの提供に支障をきたすおそれがあることから、地域の実情について配慮が必要である。

については、保育現場での人材確保、処遇改善、それぞれの地域の特性を踏まえた保育施策のさらなる充実を図られるよう要望する。

記

1 保育の充実について

保育の質の向上を図り、保育の地域格差を生じさせないために、次のことを強く要望する。

- (1) 施設型給付費等に係る国庫負担を一般財源化しないこと、またそうした検討を進めないこと
- (2) 子ども・子育て支援新制度について、安定的な実施に向け必要な予算を確保すること
- (3) 離島・中山間地域において、保育所は、地域の子育て拠点として大変重要な役割を担っているが、児童の減少により、その運営、維持は、大変厳しい状況にある。については、離島・中山間地域の保育所が、安定的に事業が展開できるように、一層の支援の充実を図ること
- (4) 職員の処遇の改善、職員配置基準の充実、保育士確保への支援の充実を図ること

2 社会福祉施設職員等退職手当共済制度の公費助成について

保育所を運営する法人の多くは1法人1施設の小規模法人であり、その財務基盤は脆弱である。このため、保育士の雇用安定化、処遇改善の観点から、現行の社会福祉施設職員等退職手当共済制度について公費助成の維持・継続を強く要望する。

3 評議員会制度に係る小規模法人への配慮について

このたびの社会福祉法改正案においては、今後全ての社会福祉法人に評議員会の設置を義務づけることとされているが、中山間地域や離島を抱える本県においては、地域における人材確保が非常に困難な状況にある。

このため、特に小規模な法人について、将来にわたる安定的な経営の維持に向け適正な配慮がなされるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成27年9月30日

島根県議会

地方財政の充実強化を求める意見書

島根県をはじめとする財政基盤の脆弱な地方自治体は、子育て支援、医療、介護など社会保障の充実、防災・減災対策、環境対策、地域公共交通の維持など、その果たすべき役割が年々拡大する中で、地方創生といった新たな政策課題も浮上し、これらに見合う地方財政の充実・強化をめぐり必要があります。

そうした中、経済財政諮問会議においては、2020年のプライマリーバランスの黒字化を図るため、社会保障や地方財政などの歳出改革に向けた議論が進められています。

しかしながら、財政健全化のみを優先するこれらの改革によって、必要な公共サービスが削減されれば、県民生活と地域経済に多大な負の影響をもたらし、地方創生どころか、その疲弊は明らかです。

このため、2016年度の政府予算、地方財政対策の検討にあたっては、国と地方との十分な協議の上、地方自治体の実態に見合った歳入・歳出を的確に見積もり、地方財源が十分に確保される必要があります。

このため、政府に以下の事項の実現を求めます。

記

1 社会保障、環境対策、地域交通対策、人口減少対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方交付税及び地方一般財源総額の確保を図ること。

2 子ども・子育て支援新制度、地域医療構想の策定、地域包括ケアシステムの確立、生活困窮者自立支援、介護保険制度や国民健康保険制度の見直しなどを着実に進めていくため、人材の

確保をはじめ、必要な社会保障予算を確保するとともに、地方財政措置を的確に行うこと。特に、高齢化による社会保障の自然増を地方財政計画に適切に反映させること。

3 2015年度の国勢調査の結果を踏まえ、人口減少自治体の行財政運営に支障が生じることのないよう、地方交付税算定のあり方を検討すること。

4 地方財政計画に計上されている「歳出特別枠」及び「まち・ひと・しごと創生事業費」については、自治体の財政運営に不可欠な財源となっていることから、現行水準を確保すること。

5 「まち・ひと・しごと創生総合戦略」において2016年度からの本格的実施に向けて検討し、成案を得るとされた新型交付金については、十分な規模を確保するとともに、地域の実情に応じ効果的に活用できる自由度の高いものとする。

6 法人税実効税率の見直し、自動車取得税の廃止など各種税制の廃止、減税を検討する際には、自治体財政に与える影響を十分検証したうえで、代替財源の確保をはじめ、自治体の財政運営に支障が生じることがないように対応を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

平成27年10月9日

島根県議会